

化学物質規制の見直し（既存の特殊健康診断等について）

特化則等に基づく健康診断のリスクに応じた実施頻度の見直し

- 有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、一定の要件を満たした場合は、**1年以内に1回に緩和できる**こととする。

| 基準 | 実施頻度 |
|--|--|
| <p>以下のいずれも満たす場合</p> <p>①当該労働者が作業する単位作業場所の直近3回の作業環境測定結果が管理区分1（※四アルキル鉛は除く）</p> <p>②直近3回の健康診断において、法令で定める項目に所見がない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その物質によることが疑われる自覚症状、他覚所見（各項目）がない ・作業条件の簡易な調査、作業条件の調査（実施した場合は、作業環境の再測定、個人ばく露測定などを含む）でばく露状況に問題がない ・法令で定める項目に含まれている場合、生物学的モニタリング指標が分布1又は基準値以下 <p>③直近の健康診断実施日から、ばく露に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと</p> | <p>次回は1年以内に1回 （※前回の健康診断実施日以降判断するための情報が揃ったタイミングで緩和可能か判断）</p> |
| 上記以外 | 次回は6カ月以内に1回 |

※上記要件を満たすかどうかの判断は、事業者が労働者ごとに行うこととする。この際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。

※同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年以内ごとに1回に見直すことが望ましい。



- **令和4年度に制度改正を予定**しており、**改正内容の周知**を図る必要がある。
- **令和5年4月に施行を予定**している。